

## 第5号議案

下記の通り、定款の変更を行いたい。

定款第7章 第46条

変更前) この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

↓

変更後) この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

●上記の変更に伴い、会費を以下の通りとする

< 正会員 >

2020年度会費 2020年10月1日～2021年3月31日 1,500円

2021年度会費 2021年 4月1日～2022年3月31日 3,000円

< 参画会員 ( 個人 ) >

2020年度会費 2020年10月1日～2021年3月31日 500円

2021年度会費 2021年 4月1日～2022年3月31日 1,000円

< 賛助会員 ( 個人 ) >

2020年度会費 2020年10月1日～2021年3月31日 500円/口

2021年度会費 2021年 4月1日～2022年3月31日 1,000円/口

< 参画会員、賛助会員 ( 法人 ) >

2020年度会費 2020年10月1日～2021年3月31日 2,500円/口

2021年度会費 2021年 4月1日～2022年3月31日 5,000円/口